政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達に関する特例を定める件

（平成２３年１０月３日
達　第　９　０　号）

改正　平成２６年３月２７日達第２８号
改正　平成３１年１月１７日達第９号
改正　令和２年１２月１６日達第８号
改正　令和４年１０月２１日達第７号

会計規程（平成１５年規程第１４号）第４９条の２の規定に基づき、政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達に関する特例を定める件を次のとおり定める。

（趣旨）

第１条　この達は、１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、２０１２年３月３０日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構という」。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１０号の２に規定するプログラムをいう。

（２）特定役務　改正協定の附属書Ｉ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ｉ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

（３）調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公

共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第５７号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

（４）一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（５）一般競争等　一般競争又は指名競争をいう。

（適用範囲）

第３条　この達は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（借入期間又は提供を受ける期間の定めが１２月を超える場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額）とし、当該期間に定めがない場合にあっては、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に４８を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

（１）物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

（２）特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政第３７２号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

（３）特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

（４）特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（一般競争等参加のための条件）

第４条　契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験（当該調達に関連する物品等の納入実績、特定役務の履行実績等をいう。以下同じ。）を競争参加のための条件として課すことができる。この場合において、契約担当役は、関連する過去の経験を日本国において有することを当該競争参加のための条件として課してはならない。

（一般競争の公告）

第５条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、原則として、その入札期日の前日から起算して少なくとも４０日前（一連の調達契約のうち、その最初の契約以外の一般競争については２４日前）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を１０日まで短縮することができる。

２　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付した結果、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度一般競争に付そうとするときは、前項に準じて公告をしなければならない。

（一般競争により公告する事項）

第６条　前条の規定による公告は、契約担当役の氏名及び職名のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

（１）競争入札に付する事項

（２）競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（３）契約条項を示す場所

（４）入札書の提出場所及び受領期限

（５）開札の場所及び日時

（６）契約の手続において使用する言語及び通貨

（７）入札保証金及び契約保証金に関する事項

（８）一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

（９）第９条に規定する文書の交付に関する事項

（１０）入札者に要求される事項

（１１）資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨の記述

（１２）契約書の作成の要否

（１３）落札者の決定の方法

２　契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資

格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約担当役は、第１項の規定による公告をするときは、氏名及びその所属する施設の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語により、記載するものとする。

（１）調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

（２）入札期日

（３）契約担当役の氏名及びその所属する部の名称

（指名競争の公示等）

第７条　契約担当役は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条の規定に準じて、官報により公示をしなければならない。

２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についてもするものとする。

３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号、第３号、第５号及び第７号に掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

４　前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

（１）一連の調達契約にあっては、前条第１項第８号に掲げる事項

（２）契約の手続において使用する言語

（郵便等による入札）

第８条　契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（技術仕様）

第８条の２　契約担当役が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）その他日本国において効力を有する関係法令又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合は、これらの技術仕様に関し、次に掲げる事項を確保しなければならない。

（１）契約の対象である物品等又は特定役務の特性を定めるために適当なものであること。

（２）客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

２　契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、入札公告又は入札説明書において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第９条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

（１）第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第９号に掲げる事項を除く。）

（２）調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

（３）開札に立ち会う者に関する事項

（４）契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地

（５）契約の手続において使用する言語及び通貨

（６）契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

（７）その他必要な事項

（落札者の決定）

第１０条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付した場合において、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が著しく低い価格であり、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、落札者の決定を保留し、契約の内容に適合した履行ができるかどうかについて当該入札者に確認を求めることができる。

（随意契約の公示）

第１１条　契約担当役は、特定調達契約につき随意契約に付そうとするときは競争に付しても入札がない又は再度の入札をしても落札者がない場合、極めて緊急を要する場合及び当初の入札に際して一定の条件が満たされれば契約を更新することがある旨を全ての供給者に明らかにしている場合を除き、契約の予定日の少なくとも２０日前に官報により次の事項を公示しなければならない。

（１）調達の内容（名称、数量等）

（２）随意契約の予定日

（３）随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由

（４）随意契約が予定される相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

（落札決定に関する通知等）

第１２条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付した場合において、入札者から要請があったときは、当該要請を行った入札者に落札の決定を書面により通知するものとする。

２　契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争等により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して７２日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

（１）落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

（２）契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地

（３）落札者又は随意契約の相手方を決定した日

（４）落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

（５）落札金額又は随意契約に係る契約金額

（６）契約の相手方を決定した手続

（７）一般競争等によることとした場合には、第５条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日

（８）随意契約による場合にはその理由

（９）その他必要な事項

（一般競争等に関する記録）

第１３条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争等に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、保管するものとする。

（１）入札者及び開札に立ち会った者の氏名

（２）入札者の申込みに係る価格

（３）落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

（４）無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

（５）その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第１４条　契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

（苦情の処理）

第１５条　契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情そ

の他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）
第１５条の２　理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。

（権限）
第１６条　この達に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、契約担当役が定めるものとする。

附　則
この達は、平成２３年１０月３日から施行し、平成２３年１０月１日から適用する。

附　則（平成２６年３月２７日達第２８号）
１　この達は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、柱書きの改正規定については、平成２３年１０月１日から適用する。
２　この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込の誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年１月１７日達第９号）
１　この達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
２　この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（令和２年１２月１６日達第８号）
１　この達は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
２　この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（令和４年１０月２１日達第７号）
１　この達は、令和４年１１月１日から施行する。
２　この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。